

令和2年8月28日

株式会社東亜産業に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社東亜産業（以下「東亜産業」といいます。）に対し、同社が供給する「ウイルスシャットアウト」と称する商品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社東亜産業（法人番号 8180001044475）
所 在 地 東京都千代田区外神田二丁目5番12号
代 表 者 代表取締役 渡邊 龍志
設立年月 平成8年9月
資 本 金 1000万円（令和2年8月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「ウイルスシャットアウト」と称する商品（以下「本件商品」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

- a 自社ウェブサイト
- b 「楽天市場」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

- a 自社ウェブサイト
令和2年2月26日
- b 「楽天市場」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイト
令和2年2月27日

(ウ) 表示内容（別紙1及び別紙2）

a 自社ウェブサイト

本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージ画像並びに本件商品の容器包装の画像と共に、「緊急ウイルス対策!!!」、「流行性ウイルスからあなたを守ります!」、「二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」、「この時期・この季

節に必携！ウイルスの気になる場所でご使用ください。」「首にかけるだけで空間のウイルスを除去！」等と、**別表1**「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身につければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌を除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

- b 「楽天市場」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイト
本件商品から成分が出ているイメージの画像及び本件商品を首にかけた人物の写真と共に、「ウイルス対策 塩素成分で空間の除菌」、「この時期・この季節に必携」及び「幅広く・様々な環境に最適！ 学校 オフィス 病院 電車」等と、**別表2**「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身につければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌を除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 実際

前記アの表示について、消費者庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、東亜産業に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ 打消し表示

前記ア(ウ) aの表示について、令和2年2月26日に、自社ウェブサイトにおいて、「※使用環境によって効果が異なります。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ウ) aの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(2)アの表示と同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

表示内容

- ・ 本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージ画像並びに本件商品の容器包装の画像と共に、「緊急ウイルス対策！！」、「流行性ウイルスからあなたを守ります！」、「VIRUS SHUT OUT ウイルスシャットアウト」、「亜塩素酸ナトリウム配合」、「二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」、「この時期・この季節に必携！ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「ウイルス除去・除菌」、「首にかけるだけで空間のウイルスを除去！」、「ご使用方法 『ウイルスシャットアウト』 本体を取り出し、付属のネクストラップにつけて首から下げてご使用ください。※開封後はすぐにご使用ください。」及び「＜有効期限＞ 開封後約30日 ※使用環境によって効果が異なります。」

(別紙 1)

表示内容

- ・ 「ウイルス対策に」、「電車・オフィス・学校・病院・介護施設など、身の回りのウイルスや菌の除去。」、「ウイルス除去・除菌」、「VIRUS SHUT OUT ウイルスシャットアウト」、「亜塩素酸ナトリウム配合」、「首にかけるだけの除菌ブロッカー」、「塩素成分で空間の除菌!」、「この時期・この季節に必携! ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「<有効期限> 開封後約30日(※)」並びに「開封した時から二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」と記載された本件商品の容器包装の画像及び本件商品の画像と共に、「亜塩素酸ナトリウム配合」、「首にかけるだけで空間のウイルス除去・除菌」、「半径1mの空間の除菌」、「高い殺菌力と広い抗菌スペクトル」、「首にかけるだけの除菌ブロッカー」及び「ウイルスシャットアウト」
- ・ 本件商品から成分が出ているイメージの画像及び本件商品を首にかけた人物の写真と共に、「ウイルス対策 塩素成分で空間の除菌」、「この時期・この季節に必携」及び「幅広く・様々な環境に最適! 学校 オフィス 病院 電車」
- ・ 「亜塩素酸ナトリウム」、「亜塩素酸ナトリウムは高い殺菌力と広い殺菌スペクトルを持つ消毒剤である。ウイルスの構成タンパクを酸化して不活性化することで周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」及び「ウイルス細菌>>塩素成分でウイルスを酸化する>>ウイルス不活化」
- ・ 「ウイルス予防」及び「空間除菌」との記載と共に、本件商品を身につけた人物へのウイルスの感染を予防するイメージ画像
- ・ 「空気の中には、目には見えないウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっついたりしています。いつの間にか呼吸と共に吸い込んでしまうこともあるマスクだけじゃ不安では... ウイルスシャットアウトがあれば心強い! 首にかけるだけの除菌ブロッカー」との記載と共に、本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージ画像
- ・ 本件商品から成分が出ているイメージの画像及び本件商品の容器包装の画像と共に、「強力除菌」、「ウイルス対策」、「除菌効果30日間持続」、「VIRUS SHUT OUT ウイルスシャットアウト」、「●有効範囲の目安として、装着周囲約1m」、「●首下げ装着や掛置きができる『専用ネックストラップ』付属」及び「●電車・オフィス・学校・病院など様々な環境に最適」
- ・ 本件商品の容器包装の画像及び本件商品の画像と共に、「ウイルスシャットアウト」、「☑小さくて軽く、持ち運びやすい」、「☑首にかけるだけで簡単に除菌できる」及び「☑開封後約30日有効、除菌効果が長時間持続する」

(別紙 2)

TOAMIT

緊急 ウイルス対策!!

流行性ウイルスから
あなたを守ります!

首にかけるだけで
空間のウイルスを除去!

ウイルス
除去・除菌

VIRUS SHUT OUT

ウイルス
シャット
アウト

亜塩素酸ナトリウム配合

二酸化塩素配合の除去・除菌
成分が周囲に浮遊するウイルス
や菌を除去します。

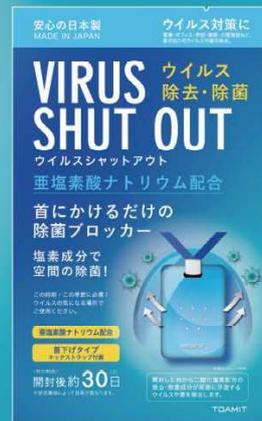
この時期・この季節に必携!
ウイルスの気になる場所
でご使用ください。



ご使用方法

「ウイルスシャットアウト」
本体を取り出し、付属の
ネックストラップにつ
けて首から下げてご使用
ください。※開封後はすぐ
にご使用ください。

首下げタイプ
ネックストラップ付属



安心の日本製
MADE IN JAPAN

〈有効期限〉
開封後約**30日** ※使用環境によって効果が異なります。

〔販売用 パッケージ吊下げタイプ〕
〔アルミ包装袋〕
サイズ: 約W12.6×D20.8cm

※画像はイメージです。一部仕様が変わる場合がございます。

- 〈品名〉ウイルスシャットアウト [本体1個入り ネックストラップ付属] MADE IN JAPAN
- 〈主な成分〉二酸化塩素発生剤(亜塩素酸ナトリウム、天然ゼオライト)
- 〈入数〉インナー 50個入 アウター 150個入
- 〈本体サイズ〉(約)W55×H80×D5mm (ストラップ含まず)
- 〈型番〉TVSO-01
- 〈セット内容〉本体×1、ネックストラップ×1 (付属品)
- 〈JANコード〉4562441906380
- 〈有効期限〉開封後約30日(使用場所や条件により有効期限が変わる場合があります)



製造販売元: TOAMIT 株式会社 東亜産業 www.toa-ind.com
〒101-0021 東京都千代田区外神田2-5-12 〈お問合せ先〉03-5298-6166



※こちらは企画資料であり広告ではありません。
インターネット等への掲載は行わないでください。

転載禁止 ※こちらは企画資料になります。一部景表法等に低触する可能性がありますので他社への掲載、インターネット等への掲載はご遠慮願っております。 転載禁止

初めてのお買い物の方限定 **1,000円OFF**クーポン



当店で商品をご購入後、
レビューをご記入頂いた方に
とってもキュートな
『モバイルスタンド』
プレゼント♪

※レビューのご記入が確認できました後、発送させていただきます。
※スマートフォンは付属していません。

商品検索

カテゴリートップ

- 生活雑貨
- スポーツグッズ・アウトドア用品
- 家電製品
- ペットグッズ
- ホビー・玩具
- 岩崎IWASAKI

年末年始営業のお知らせ
[カテゴリートップ > その他](#)

営業日カレンダー

2020年2月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

2020年3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

■ 休業日
■ 受注・お問い合わせ業務のみ
■ 発送業務のみ

【翌日出荷】【工場直販】【在庫限り値…】

★★★★★ (12件)

800円
(税込)

送料無料

+ 商品をかごに追加

🛒 ご購入手続きへ

☆ お気に入りに追加



亜塩素酸ナトリウム配合

首にかけるだけで
空間のウイルス除去・除菌

半径1mの空間の除菌

高い殺菌力と広い抗菌スペクトル

首にかけるだけの除菌ブロッカー



安心の日本製
MADE IN JAPAN

ウイルス対策に
電車・オフィス・学校・病院・介護施設など、
身の回りからウイルスや菌を除去。

VIRUS SHUT OUT

ウイルス除去・除菌

ウイルスシャットアウト

亜塩素酸ナトリウム配合

首にかけるだけの
除菌ブロッカー

塩素成分で
空間の除菌!

この時期・この季節に必須!
ウイルスの気になる場所
でご利用ください。

亜塩素酸ナトリウム配合

首下げタイプ
ネックストラップ付

(有効期間)
開封後約 30日

※使用回数によっては十分な効果が得られない
場合がございます。

本製品は、人への影響が少なく安心して使用
いただけます。

TOAMIT

TOAMIT



ウイルス対策
塩素成分で
空間の除菌



この時期・この季節に必携
幅広く・様々な環境に最適!



学校



オフィス



病院

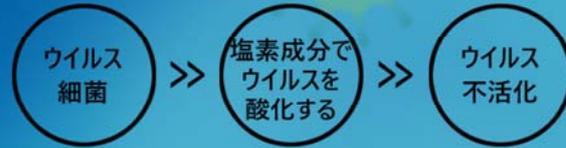


電車



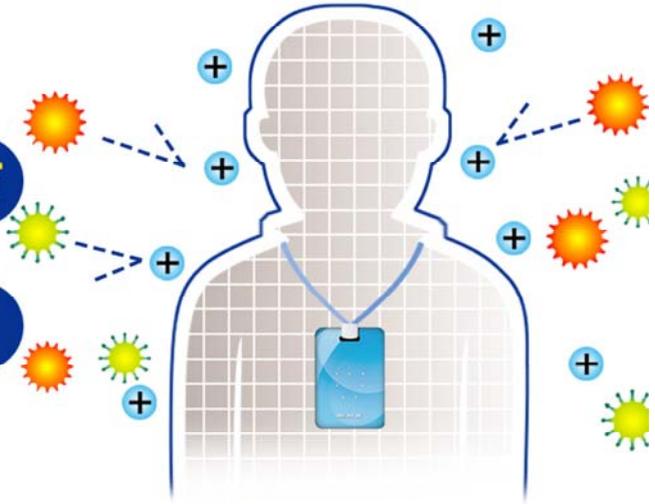
亜塩素酸ナトリウム

亜塩素酸ナトリウムは高い殺菌力と広い殺菌スペクトルを持つ消毒剤である。ウイルスの構成タンパクを酸化して不活性化することで周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。



ウイルス予防

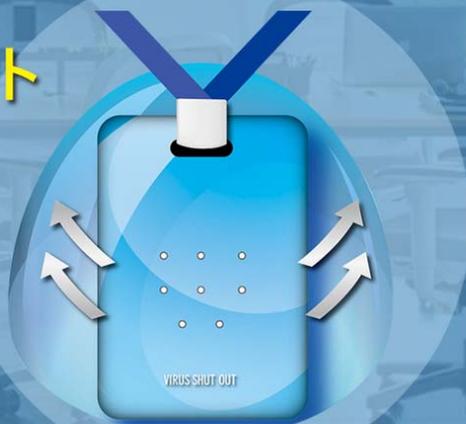
空間除菌



TOAMIT

空気の中には、目には見えないウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっついていたりしています。いつの間にか呼吸と共に吸い込んでしまうこともあるマスクだけじゃ不安では...

**ウイルスシャットアウト
があれば心強い！
首にかけるだけの
除菌ブロッカー**



VIRUS SHUT OUT

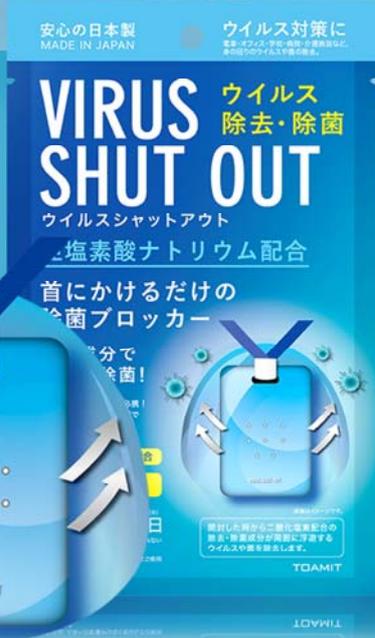
ウイルスシャットアウト

強力
除菌

ウイルス
対策

除菌効果
30日間
持続

- 有効範囲の目安として、装着周囲約1m
- 首下げ装着や掛置きができる「専用ネックストラップ」付属
- 電車・オフィス・学校・病院など様々な環境に最適



安心の日本製
MADE IN JAPAN

ウイルス対策に
効果的なアクリル製で、長時間持続する。

VIRUS SHUT OUT
ウイルスシャットアウト

亜塩素酸ナトリウム配合

首にかけるだけの除菌ブロッカー

10分で除菌!

開封後約30日

TOAMIT

TOAMIT ウイルスシャットアウト



安心の日本製
MADE IN JAPAN

ウイルス対策に
効果的なアクリル製で、長時間持続する。

VIRUS SHUT OUT
ウイルスシャットアウト

亜塩素酸ナトリウム配合

首にかけるだけの除菌ブロッカー

塩素成分で空間の除菌!

開封後約30日

TOAMIT

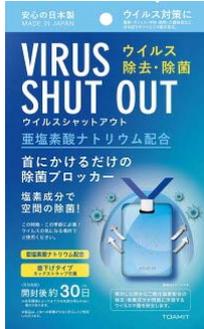
- ✓ 小さくて軽く、持ち運びやすい
- ✓ 首にかけるだけで簡単に除菌できる
- ✓ 開封後約30日有効、除菌効果が長時間持続する

従来の除菌製品



- ✗ 持ち運びが難しい
- ✗ 除菌スプレーのかけすぎで洋服の色が変わってしまう
- ✗ 除菌や消臭効果の保持期間が短い





ス除去

価格800円(税込)

8ポイント(1倍) 内訳を見る

送料無料 東京都への最安送料 宅配便(ヤマト運輸) すべての配送方法と送料を見る

※ログインすると、登録した都道府県の最安送料が表示されます。 ※最安送料での配送をご希望の場合、注文確認画面にて配送方法の変更が必要な場合があります。 ※離島・一部地域は追加送料がかかる場合があります。

0円で購入可! (楽天カード入会&ポイント利用の場合)

プレミアム・学割 対象

個数 1 商品をかごに追加 ご購入手続きへ

商品レビューを見る (12件)

お気に入り商品 お気に入りショップ

商品についての問い合わせ

レビューを書く

友達にメールですすめる

ROOMに投稿する

シェアする 15

いいね!

品名:ウイルスシャットアウト
主な成分:二酸化塩素発生剤(亜塩素酸ナトリウム、天然ゼオライト)
本体サイズ:(約)H7.2cmxW4.8cmxD0.3cm
セット内容:本体x1、ネックストラップx1(付属品)
有効期限:開封後約30日(使用場所や条件により有効期限が変わる場合があります)
【売切れ御免!ウイルスシャットアウト生産終了のお知らせ】
生産終了の為、本日より在庫限りの特別特価でご提供となります。是非この機会をお見逃しなく。



この商品を購入された方のレビュー

[すべてのレビューを見る\(12件\)](#)
[このショップのレビューを見る](#)

総合評価 ★★★★★ 4.18

購入者さん

評価 ★★★★★ 5.00

投稿日: 2020年02月25日

届きました!明日から嫌に持たせようと思います!ありがとうございました!
😊ビジネス 😊女性(彼女、妻)へ 😊はじめて

購入者さん

評価 ★★★★★ 5.00

投稿日: 2020年02月24日

ウイルスが流行っている時期なので、効果が楽しみです。
😊実用品・普段使い 😊自分用 😊はじめて

購入者さん

評価 ★★★★★ 5.00

投稿日: 2020年02月23日

✔ 迅速な出荷大変助かりました
注文してわずか3日で届きました。ウイルスが流行っている時期に大変助かりました。



価格2,700円



価格3,880円



価格2,480円



価格3,880円



価格6,980円



価格2,980円



価格1,980円



価格3,650円

この商品を買った人は、こんな商品にも興味を持っています



【翌日出荷】【工場直販】
【在庫限り値下げ】空間
除菌 ウ…
1,000円
送料込



【翌日出荷】【6本セット】
【工場直販】アルコールハ
ンド…
2,280円
送料込
★★★★★
レビュー(13件)



【翌日出荷】【6本セット】
【工場直販】【在庫限り値
下げ…
5,880円
送料込



★送料無料・5本セット★
Evita 電子タバコ 使い捨て
兼無煙…
2,480円
送料込
★★★★★
レビュー(3件)

このショップの人気商品ランキング

2月27日(木)更新 (集計日: 2月20日~2月26日)



1位
800円
送料込
★★★★★
(11件)



2位
5,880円
送料込



3位
1,000円
送料込
★★★★★
(1件)



4位
2,280円
送料込
★★★★★
(19件)



5位
1,150円
送料込

お支払いについて

・詳細情報は会社概要ページをご確認ください。
お支払い方法は、クレジットカード、銀行振込、Apple Pay、セ
ブンイレブン(前払)、ローソン、郵便局ATM等(前払)がご利用
いただけます。
※クレジットカードのセキュリティはSSLというシステムを利用
しております。カード番号は暗号化されて安全に送信されま
すので、どうぞ安心ください。



営業時間帯について

ネットのご注文は24時間受け付けております。
お電話でのお問合せは下記の時間帯にお願いします。
営業日 10:00-17:00
連絡先 TEL:035-298-6166
E-mail toemit_2@shop.rakuten.co.jp

※休日祝祭日はお休みをいただきます。メールの返信は翌
営業日となりますので、ご了承ください。

配送について

【商品発送のタイミング】
特にご指定がない場合、
前払い決済の場合(例:銀行振込) ⇒ご入金確認後、2営業
日以内に発送いたします。
上記以外の決済の場合(例:クレジットカード) ⇒ご注文確認
後、2営業日以内に発送いたします。
※発送前支払いの場合は、お客様のご入金タイミングによ
り、お届け予定日が前後することがございます。

プライバシーについて

お客様からいただいた個人情報商品の発送とご連絡以外
には一切使用致しません。
当社が責任をもって安全に蓄積・保管し、第三者に譲渡・提
供することはありません。



○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号

に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 （省略）

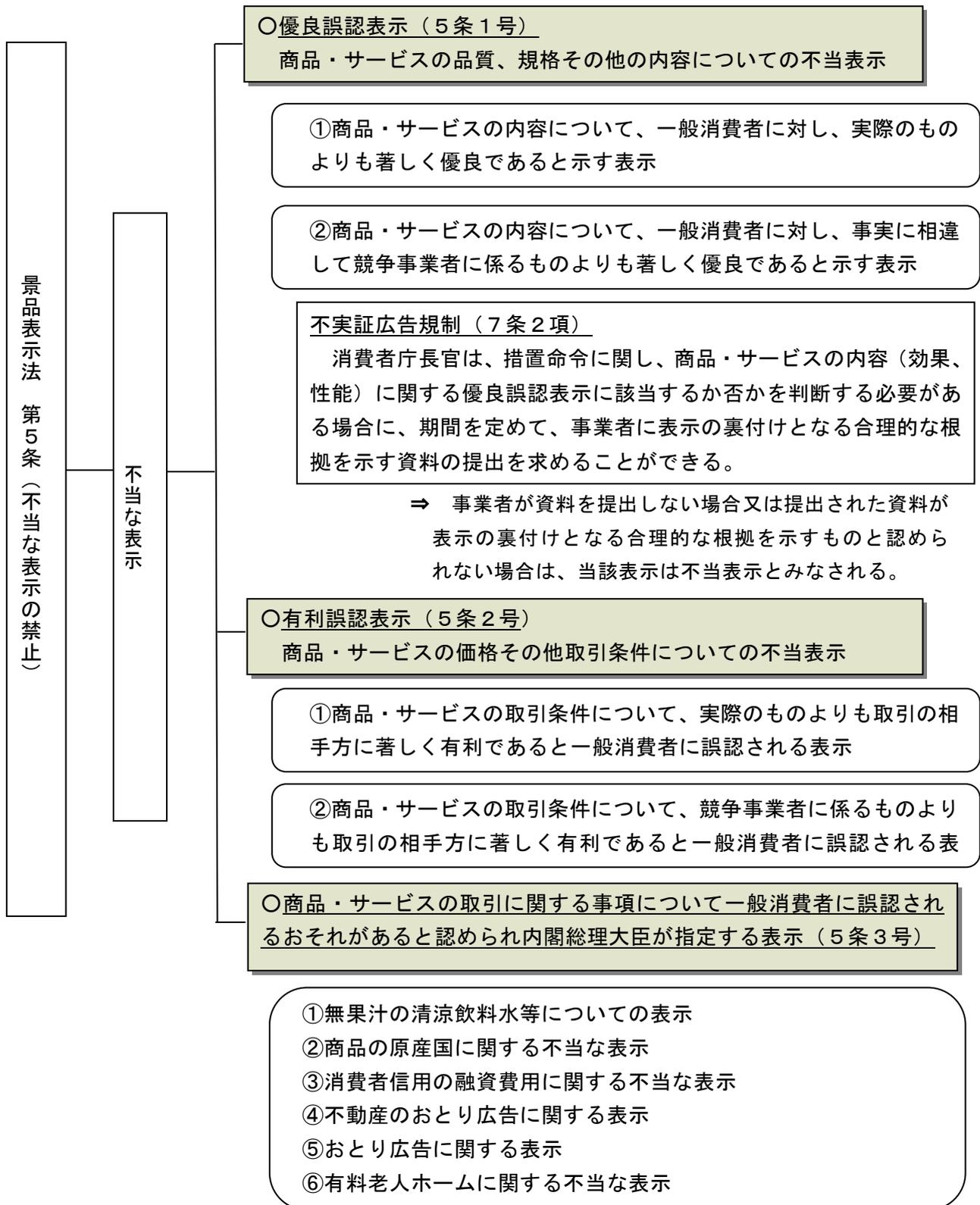
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



※別添写し1及び2については添付を省略しています。

消表対1179号
令和2年8月28日

株式会社東亜産業
代表取締役 渡邊 龍志 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ウイルスシャットアウト」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

(ア) 令和2年2月26日に、自社ウェブサイトにおいて、本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージ画像並びに本件商品の容器包装の画像と共に、「緊急ウイルス対策!!」、「流行性ウイルスからあなたを守ります!」、「二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」、「この時期・この季節に必携! ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「首にかけるだけで空間のウイルスを除去!」等と、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより

(イ) 令和2年2月27日に、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイトにおいて、本件商品から成分が出ているイメージ画像及び本件商品を首にかけた人物の写真と共に、「ウイルス対策 塩素成分で空間の除菌」、「この時期・この季節に必携」及び「幅広く・様々な環境に最適! 学校 オフィス 病院 電車」等と、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより

あたかも、本件商品を身につければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌を除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社東亜産業（以下「東亜産業」という。）は、東京都千代田区外神田二丁目5番12号に本店を置き、生活雑貨、化粧品等の製造販売業、通信販売業等を営む事業者である。
- (2) 東亜産業は、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) 東亜産業は、本件商品に係る自社ウェブサイト及び「楽天市場」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 東亜産業は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
 - (ア) 令和2年2月26日に、自社ウェブサイトにおいて、本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージの画像並びに本件商品の容器包装の画像と共に、「緊急ウイルス対策!!」、「流行性ウイルスからあなたを守ります!」、「二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」、「この時期・この季節に必携! ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「首にかけただけで空間のウイルスを除去!」等と、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより
 - (イ) 令和2年2月27日に、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した自社ウェブサイトにおいて、本件商品から成分が出ているイメージ画像及び本件商品を首にかけた人物の写真と共に、「ウイルス対策 塩素成分で空間の除菌」、「この時期・この季節に必携」及び「幅広く・様々な環境に最適! 学校 オフィス 病院 電車」等と、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することによりあたかも、本件商品を身につければ、身の回りの空間におけるウイルスや菌を除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、東亜産業に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、東亜産業は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当

該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ 東亜産業は、前記ア(ア)の表示について、令和2年2月26日に、自社ウェブサイトにおいて、「※使用環境によって効果が異なります。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ア)の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、東亜産業が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その判決

があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none">• 本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージ画像並びに本件商品の容器包装の画像と共に、「緊急ウイルス対策!!」、「流行性ウイルスからあなたを守ります!」、「VIRUS SHUT OUT ウイルスシャットアウト」、「亜塩素酸ナトリウム配合」、「二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」、「この時期・この季節に必携!ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「ウイルス除去・除菌」、「首にかけるだけで空間のウイルスを除去!」、「ご使用方法 『ウイルスシャットアウト』 本体を取り出し、付属のネックストラップにつけて首から下げてご使用ください。※開封後はすぐにご使用ください。」及び「<有効期限> 開封後約30日 ※使用環境によって効果が異なります。」 (別添写し1)

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ウイルス対策に」、「電車・オフィス・学校・病院・介護施設など、身の回りのウイルスや菌の除去。」、「ウイルス除去・除菌」、「VIRUS SHUT OUT ウイルスシャットアウト」、「亜塩素酸ナトリウム配合」、「首にかけるだけの除菌ブロッカー」、「塩素成分で空間の除菌!」、「この時期・この季節に必携! ウイルスの気になる場所でご使用ください。」、「<有効期限> 開封後約30日(※)」並びに「開封した時から二酸化塩素配合の除去・除菌成分が周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」と記載された本件商品の容器包装の画像及び本件商品の画像と共に、「亜塩素酸ナトリウム配合」、「首にかけるだけで空間のウイルス除去・除菌」、「半径1mの空間の除菌」、「高い殺菌力と広い抗菌スペクトル」、「首にかけるだけの除菌ブロッカー」及び「ウイルスシャットアウト」 ・ 本件商品から成分が出ているイメージ画像及び本件商品を首にかけた人物の写真と共に、「ウイルス対策 塩素成分で空間の除菌」、「この時期・この季節に必携」及び「幅広く・様々な環境に最適! 学校 オフィス 病院 電車」 ・ 「亜塩素酸ナトリウム」、「亜塩素酸ナトリウムは高い殺菌力と広い殺菌スペクトルを持つ消毒剤である。ウイルスの構成タンパクを酸化して不活性化することで周囲に浮遊するウイルスや菌を除去します。」及び「ウイルス細菌>>塩素成分でウイルスを酸化する>>ウイルス不活化」 ・ 「ウイルス予防」及び「空間除菌」との記載と共に、本件商品を身につけた人物へのウイルスの感染を予防するイメージ画像 ・ 「空気の中には、目には見えないウイルスや菌が空間に浮遊していたり、物にくっついていたりしています。いつの間にか呼吸と共に吸い込んでしまうこともあるマスクだけじゃ不安では... ウイルスシャットアウトがあれば心強い! 首にかけるだけの除菌ブロッカー」との記載と共に、本件商品及びその周囲に浮遊するウイルスや菌のイメージの画像 ・ 本件商品から成分が出ているイメージの画像及び本件商品の容器包装の画像と共に、「強力除菌」、「ウイルス対策」、「除菌効果30日間持続」、「VIRUS SHUT OUT ウイルスシャットアウト」、「●有効範囲の目安として、装着周囲約1m」、「●首下げ装着や掛置きができる『専用ネクストラップ』付属」及び「●電車・オフィス・学校・病院など様々な環境に最適」 ・ 本件商品の容器包装の画像及び本件商品の画像と共に、「ウイルスシャットアウト」、「<input checked="" type="checkbox"/>小さくて軽く、持ち運びやすい」、「<input checked="" type="checkbox"/>首にかけるだけで簡単に除菌できる」及び「<input checked="" type="checkbox"/>開封後約30日有効、除菌効果が長時間持続する」

(別添写し2)